

認知症訪問支援サービスの施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市介護保険条例（平成12年船橋市条例第16号。以下「条例」という。）第11条に規定する認知症訪問支援サービスの内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認知症訪問支援サービスが利用できる者)

第2条 認知症訪問支援サービスが利用できる者は、当該認知症訪問支援サービスを提供する事業者から、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する訪問介護又は船橋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第2条第1号に規定する第1号訪問事業（以下「訪問介護等」という。）の提供を受ける居宅要介護被保険者又は居宅要支援被保険者（以下「要介護等被保険者」という。）であつて、認定調査票又は主治医意見書の認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はMに該当する者とする。

(認知症訪問支援サービスの対象となる行為)

第3条 認知症訪問支援サービスの対象となる行為は、以下に掲げる行為とする。

- (1) 訪問介護等の利用時に認知症による心理症状等により当該訪問介護等の提供が困難となることがあり、認知症による心理症状等の緩和のため必要な措置を講じる行為。
- (2) 訪問介護等の提供のため訪問した際に、徘徊により不在である場合等があり、当該要介護等被保険者の搜索等のために必要な措置を講じる行為。
- (3) 常に見守りが必要な状態であり、介護者である家族の外出等にあたって、他の介護保険サービスや地域の活動等では対応できない状況である場合に、当該要介護等被保険者に対して訪問介護等を提供している事業者の訪問介護員が、見守り等の必要な措置を講じる行為。
- (4) 常に見守りが必要な状態であり、通院等の外出介助を家族により実施する場合に、当該要介護等被保険者に対して訪問介護等を提供している事業者の訪問介護員が同行し、当該外出介助に係る家族の不安の解消等のために必要な措置を講じる行為。

(認知症訪問支援サービスの提供事業者)

第4条 認知症訪問支援サービスを提供する事業者は、訪問介護等を提供する事業者であ

って、当該事業を提供することにつき市の登録を受けた事業者（以下「認知症訪問支援サービス事業者」という。）とする。

2 認知症訪問支援サービス事業者は、本要綱並びに別に定める認知症訪問支援サービスの提供に関する要綱の規定を遵守しなければならない。

（認知症訪問支援サービス費用の額）

第5条 条例第11条第2項に規定する市長が定める基準により算定した額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号から第3号までに掲げるサービス費用の額 所要時間15分以下の場合は730円、以降、所要時間15分を増すごとに730円を加算した額

(2) 第3条第4号に掲げるサービス費用の額 所要時間15分以下の場合は1,490円、以降、所要時間15分を増すごとに1,490円を加算した額

（消費税相当額）

第6条 前条に規定する額には、消費税相当額を含むものとする。

（認知症訪問支援サービス費に係る支給限度額）

第7条 認知症訪問支援サービス費に係る支給限度額は、認知症訪問支援サービスを利用する日の属する月につき10時間までの認知症訪問支援サービスを受けることができる額とする。

（認知症訪問支援サービス費の受領委任払い）

第8条 認知症訪問支援サービス費の受領委任払いの要件は、船橋市介護保険施行規則（平成12年船橋市規則第53号）第20条第3項の規定に従い、当該要介護等被保険者が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該認知症訪問支援サービスが居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の対象となっている場合その他市長が定める場合とし、その他市長が定める場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(1) 当該居宅要介護被保険者が法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援を受けることにつきあらかじめ市長に届け出ている場合であって、当該認知症訪問支援サービスが居宅サービス計画の対象となっている場合。

(2) 当該要介護等被保険者が当該認知症訪問支援サービスを含む居宅サービス又は介護予防サービスの利用に係る計画をあらかじめ市長に届け出ている場合。

2 認知症訪問支援サービス費の受領委任払いにより支給を受けようとする認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービス費受領委任払い支給申請書(様式第1号)に認知症訪問支援サービス費明細書(様式第2号)を添えて市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決定し、その旨を認知症訪問支援サービス費受領委任払い支給(不支給)決定通知書(様式第3号)により、当該申請をした者に通知する。

(領収証)

第9条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスの提供に要した費用につきその支払いを受ける際、当該支払いをした要介護等被保険者に対し領収証を交付しなければならない。この場合、認知症訪問支援サービスについて要介護等被保険者から支払いを受けた費用のうち、条例第11条第2項に規定する市長が定める基準により算定した額に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(登録)

第10条 認知症訪問支援サービスを行おうとする事業者は、当該事業を行う事業所ごとに、認知症訪問支援サービス提供事業所登録申請書(様式第4号)に以下に掲げる書類を添えて市長に対し登録の申請を行わなければならない。

(1) 認知症訪問支援サービスの受領委任払いに係る(新規・変更)申出書(様式第5号)

(2) 認知症訪問支援サービスに係る運営規程

2 前項の申請は、当該認知症訪問支援サービスの開始予定年月日の属する月の前月10日までにを行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、その結果を認知症訪問支援サービス提供事業所登録可否決定通知書(様式第6号)により当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(登録事項変更の届出等)

第11条 認知症訪問支援サービス事業者は、以下に掲げる事項に変更があったときは、認知症訪問支援サービス登録事項変更届出書（様式第7号）に関係書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- (1) 登録申請事業者の名称
- (2) 登録申請事業者の所在地
- (3) 登録申請事業者の連絡先
- (4) 登録申請事業者の代表者の職名・氏名
- (5) 当該事業を行う事業所の名称
- (6) 当該事業を行う事業所の所在地
- (7) 当該事業を行う事業所の連絡先
- (8) 当該事業を行う事業所の管理者の氏名
- (9) 当該事業の運営規程

2 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスの受領委任払いに係る申出内容に変更があったときは、認知症訪問支援サービスの受領委任払いに係る（新規・変更）申出書により市長に申し出なければならない。

（事業の廃止・休止・再開の届出）

第12条 認知症訪問支援サービス事業者は、認知症訪問支援サービスの事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときには、認知症訪問支援サービス事業廃止（休止・再開）届出書（様式第8号）により、市長に届け出なければならない。

（登録の取消）

第13条 市長は、認知症訪問支援サービス事業者が次のいずれかに該当する場合は、当該登録を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により当該登録を受けたとき。
- (2) 認知症訪問支援サービス費の請求に関し、不正があったとき。
- (3) 第4条第2項の規定に関し、重大な違反があったとき。
- (4) 正当な理由がなく次条による帳簿書類の提示等の求めに応じず、又は虚偽の帳簿書類の提示等を行ったとき。
- (5) 訪問介護等のサービス提供に係る指定又は基準該当登録を取り消されたとき。

(帳簿書類の提示等)

第14条 市長は、認知症訪問支援サービス費の給付に関して必要があると認めるときは、認知症訪問支援サービスを行った者又はこれを使用する者に対し、その行った認知症訪問支援サービスに関し、報告若しくは当該認知症訪問支援サービスの提供記録、帳簿書類その他の物件の提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、認知症訪問支援サービス費の給付を受けた被保険者又は被保険者であった者に対し、当該給付に係る認知症訪問支援サービスの内容に関し、報告を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

(登録台帳による管理)

第15条 市は認知症訪問支援サービス事業者の登録に関する内容について、認知症訪問支援サービス提供事業所登録台帳(様式第9号)により管理するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要なことは別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、認知症訪問支援サービスの提供は平成21年7月1日からとする。

(施設入浴サービスの施行に関する要綱等の廃止)

2 施設入浴サービスの施行に関する要綱及び施設入浴サービスの事業の人員、設備及び運営に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。ただし、様式第3号及び様式第6号に係る改正の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。